

新たな計画の考え方について

【現行計画】

基本構想

20年（H13～H32）

○まちづくりの姿勢

生活者起点/将来世代に責任

○めざしていく「いわき」の姿

①循環を基調とした持続可能なまち/②誰もが安全に安心して暮らせるまち/③活力に満ち、創造力あふれるまち

○まちづくりのしくみ

○まちづくりの方向

基本計画

前期10年/後期10年
(5年ごと総点検)

○人口ビジョン

○重点戦略「地域創生/復興」
○政策の柱（復興/6つの柱）
復興/Ⅰ美しい環境を守り育てあう/Ⅱ心をつなぎ支えあう/Ⅲ学びあい高めあう/Ⅳ魅力を育み磨きあう/Ⅴ活気を生み力を伸ばしあう/Ⅵ交わり連携を深めあう
○計画推進（行財政運営等）

実施計画

原則、毎年度ローリング

○政策の柱に応じた事業

現行計画策定後の状況変化

（基本構想策定義務削除、まちづくり条例や政策広範にわたる計画策定等）

まちづくりのしくみ

以和貴まちづくり基本条例
(H29.3制定)

まちづくりの取組

人口ビジョン
創生総合戦略

公共施設等
総合管理計画

その他各部門の
計画等

1

アンケート
調査

2

セグメント
懇談会

3

現行計画
総括

4

委員
ヒアリング

5

庁内
ヒアリング等

6

国等の動向

- 課題は深刻化・現実化・複雑化・多様化
- 市民も無関心でいられないが、行政の処理能力も限界に達し、また、普遍的な答えを導き出すことは困難
- まちづくりは常に「未完成」と捉え共創力の発揮で最適・最善解を導く仕組み必要
- 実効性を持つしくみ、総花的ではなく、限りある経営資源を有効活用できる、重点選別・柔軟性を持ち、市民に伝わる計画が必要

将来の不透明性・自治体の持続に対する不安などが高まる中、改めて「住んで良かった、住み続けたいと思えるまちづくり」といった、自治体経営の基本に立ち、共創のまちづくりの理念を根底に置きながら、経営感覚を持って取り組むことができる仕組みを構築

市民の皆様により分かりやすく、かつ、機動的に政策効果の高い事業推進が図られる計画を目指す！

【「理念（条例+推進のしくみ）+経営指針」】

【まちづくりの理念】～普遍のものとして～

I・以和貴まちづくり基本条例

誰もが「住んで良かった、住み続けたい」と思える魅力にあふれた「いわき」を実現するため条例を制定

目的

まちづくりの基本原則を明らかにし、共創のまちづくりを推進し、魅力にあふれた「いわき」を実現

原則

情報の共有/市民参画/連携

共創の
まちづくり

- ◇地域人材育成（ひとづくり）
- ◇地域価値向上（まちづくり）
- ◇地域産業振興（しごとづくり）

II・条例のまちづくりを推進するしくみ

推進を担保する
しくみ

- ①市民一人ひとりがまちづくりを「自分ごと化」できる仕組み（まちづくりに関わることができて、成果を身近に感じられる仕組み）を不断に検討・アップデートする
- ②公助の部分と、共助を支える部分をしっかりと行政が取り組む計画を定期的に検討・整理・アップデートする

【まちづくりの経営指針】

～環境変化に柔軟に対応(中長期を見据えた5年程度の期間)～

計画期間内に目指す目標、そのために解決すべき課題やテーマ等を明らかにし、次のような経営指針を策定（上記Ⅱの①②に取り組むための計画）

事業

- ①組織横断的に取り組む事業
- ②新たな課題・テーマに即した事業
- ③市民満足度が低く優先度の高い事業

人員・人材

○人員配置・育成計画等

資金・財産

○財政計画
○公共施設等総合管理計画等

個別計画

各部署で取り組む事業(重点事業等含む)